

脱退一時金受給にあたってのご案内

伊藤忠連合企業年金基金

あなたは、このたび当基金（当社）の脱退一時金の受給権を得られました。当基金（当社）より脱退一時金として給付を受けることもできますし、加入期間20年以上の方は将来年金として老齢給付金を受け取ることもできます。また、脱退一時金相当額を他の制度等へ移換して、将来通算した形で給付を受けることもできます。下記の説明をよく読んで、別添の「企業年金基金給付金選択書」に記入し当基金に提出してください。

1. 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間	一時金をご選択された方については、一時金給付通知書に記載されています。また、他制度へ移換をご希望の方については、ご案内を別途お送りいたします。
2. 選択肢 ※必ず第1給付と第2給付はセットでの移換となります。	<当基金（当社）より年金または一時金を受け取る場合> 別添の「企業年金基金給付金選択書」の「当基金から給付を受けることをご希望される方」欄の第1給付、第2給付のご希望される受取方法をご選択ください。
	<p>&lt;当基金（当社）より年金または一時金を受けとらない場合&gt; 下記ア、イのそれぞれの状況に応じて「企業年金給付金選択書」の「他制度から給付を受けることを希望される方」欄から選択してください。なお、一旦脱退一時金での受給を選択しますと、その後企業年金連合会等への移換へ選択変更はできません。また、企業年金連合会等へ移換するまでの間は予定利率は付利されませんので、ご注意ください。</p> <p>ア. 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 再就職先の事業所が厚生年金基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ再就職先の年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合 または</li> <li>② 再就職先の事業所が企業型確定拠出年金を実施している場合</li> </ul> <p>(A) 企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換 (D) 個人型確定拠出年金の加入者になる場合 国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換 (他) 再就職先の事業所が実施する企業年金下記のいずれかへ脱退一時金相当額を移換 (B)：確定給付企業年金 (C)：企業型確定拠出年金 (E)：厚生年金基金】</p> <p>※ (A) ～ (E) のいずれかの選択が出来ます。</p> <p>イ. 資格を喪失した日から1年以内に再就職し上記ア以外の場合、または1年以内に再就職しない場合 (※)</p> <p>(A) 企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換 (D) 個人型確定拠出年金の加入者になる場合 国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換</p> <p>(A) (D) のいずれかの選択が出来ます。</p> <p>(※) 上記イに該当する例は以下の場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 再就職先の事業所が企業型確定拠出年金を実施しておらず、再就職先の事業所が厚生年金基金又は確定給付企業年金を実施しているが年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがない場合</li> <li>② 再就職先の事業所が企業年金を実施していない場合</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 厚生年金保険の第2号・第3号被保険者（公務員）もしくは第4号被保険者（私学共済の加入者）になった場合</li> <li>④ 国民年金の第1号被保険者（自営業者等）もしくは第3号被保険者（専業主婦等）になった場合</li> </ul>																					
3. 移換申出期限	<p>他の制度へ移換する場合は、喪失日から起算して1年を経過する日までに申し出なければなりません。ただし、厚生年金基金へ移換する場合は、喪失日から起算して1年を経過する日または移換先制度の資格取得日から3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までに申し出なければなりません。</p> <p>※上記申出期限前に年金受給権を取得することとなる方は、年金受給権を取得する日までの間に「他の制度への移換」が行われなかった場合には、当基金より年金または一時金を受給することとなります。</p> <p>該当の方は、<u>上記申出期限に関わらず年金受給権を取得する前に申し出てください。</u></p>																					
4. 退職にともなう脱退一時金受給時の税務上の取り扱いなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職にともなう脱退一時金受給については退職所得扱いとなり退職所得控除が適用されます。</li> <li>・確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合は、給付を受けるときに課税されます。</li> </ul>																					
5. 企業年金連合会の通算企業年金の概要	<p>企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換することにより年金の給付（通算企業年金）を受けることができます。</p> <table border="1" data-bbox="1917 751 2834 867"> <tr> <td>予定利率</td> <td colspan="2">脱退一時金相当額移換時の年齢に応じて以下のとおり。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45歳未満</td> <td>1.50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45歳以上 55歳未満</td> <td>1.25%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>55歳以上 65歳未満</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>65歳以上</td> <td>0.50%</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1917 867 2834 909"> <tr> <td>支給開始年齢</td> <td>65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1917 909 2834 1014"> <tr> <td>保証期間</td> <td>80歳に達するまでの期間。ただし、脱退一時金相当額（残余財産分配金）の移換が65歳以降に行われた場合は、受換時年齢に応じて保証期間を遡減させる。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1917 1014 2834 1161"> <tr> <td>事務費</td> <td>定額事務費と脱退一時金相当額に応じた定率事務費が脱退一時金相当額から受換時に控除されます。詳細は、下記連絡先にご照会ください。連合会から他へ移換する場合、年金額の現価相当額に支払事務費相当分を加えた額を移換します。</td> </tr> </table> <p>○連絡先 企業年金連合会 年金サービスセンター 年金相談室 電話 0570-02-2666 (PHS・IP 電話からは 03-5777-2666) ホームページ <a href="https://www.pfa.or.jp/">https://www.pfa.or.jp/</a></p> <p>○通算企業年金の年金額等は企業年金連合会のホームページの「年金試算シミュレーション」に表面の「1.」に脱退一時金相当額等を入力することでご確認いただくことができます。 ホームページ <a href="https://www.pfa.or.jp/pwap/pub/shisan/nenkin">https://www.pfa.or.jp/pwap/pub/shisan/nenkin</a></p>	予定利率	脱退一時金相当額移換時の年齢に応じて以下のとおり。			45歳未満	1.50%		45歳以上 55歳未満	1.25%		55歳以上 65歳未満	1.00%		65歳以上	0.50%	支給開始年齢	65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。	保証期間	80歳に達するまでの期間。ただし、脱退一時金相当額（残余財産分配金）の移換が65歳以降に行われた場合は、受換時年齢に応じて保証期間を遡減させる。	事務費	定額事務費と脱退一時金相当額に応じた定率事務費が脱退一時金相当額から受換時に控除されます。詳細は、下記連絡先にご照会ください。連合会から他へ移換する場合、年金額の現価相当額に支払事務費相当分を加えた額を移換します。
予定利率	脱退一時金相当額移換時の年齢に応じて以下のとおり。																					
	45歳未満	1.50%																				
	45歳以上 55歳未満	1.25%																				
	55歳以上 65歳未満	1.00%																				
	65歳以上	0.50%																				
支給開始年齢	65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。																					
保証期間	80歳に達するまでの期間。ただし、脱退一時金相当額（残余財産分配金）の移換が65歳以降に行われた場合は、受換時年齢に応じて保証期間を遡減させる。																					
事務費	定額事務費と脱退一時金相当額に応じた定率事務費が脱退一時金相当額から受換時に控除されます。詳細は、下記連絡先にご照会ください。連合会から他へ移換する場合、年金額の現価相当額に支払事務費相当分を加えた額を移換します。																					
6. 国民年金基金連合会の個人型確定拠出年金 (iDeCo) の概要	<p>企業を退職した被保険者が個人型確定拠出年金 (iDeCo) に加入する場合に、国民年金基金連合会に原資を移換することができます。</p> <table border="1" data-bbox="1917 1486 2834 1560"> <tr> <td>運用</td> <td>選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1917 1560 2834 1602"> <tr> <td>給付</td> <td>老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1917 1602 2834 1644"> <tr> <td>支給開始年齢</td> <td>原則 60歳。ただし、加入期間が短い場合は 61歳～65歳。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1917 1644 2834 1780"> <tr> <td>事務費</td> <td>初回事務手数料および毎月の事務手数料が必要となります。詳細は、下記連絡先にご照会ください。(その他、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより、負担する必要があります。)</td> </tr> </table> <p>○連絡先 イデコ (iDeCo) ダイヤル 0570-086-105 (ナビダイヤル) ホームページ <a href="https://www.ideco-koushiki.jp/">https://www.ideco-koushiki.jp/</a></p>	運用	選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択	給付	老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金	支給開始年齢	原則 60歳。ただし、加入期間が短い場合は 61歳～65歳。	事務費	初回事務手数料および毎月の事務手数料が必要となります。詳細は、下記連絡先にご照会ください。(その他、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより、負担する必要があります。)													
運用	選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択																					
給付	老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金																					
支給開始年齢	原則 60歳。ただし、加入期間が短い場合は 61歳～65歳。																					
事務費	初回事務手数料および毎月の事務手数料が必要となります。詳細は、下記連絡先にご照会ください。(その他、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより、負担する必要があります。)																					